

災害時の市町村支援における

みやぎ災害復旧サポート員に関する協定書

宮城県土木部（以下「甲」という。）と公益社団法人宮城県建設センター（以下「乙」という。）は、被災市町村所管の公共土木施設に係る災害復旧事業の技術的な助言等を行うため、宮城県の土木技術職員であった者をみやぎ災害復旧サポート員（以下「サポート員」という。）として被災市町村に派遣するに当たり、当該支援の実施に必要な事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（基本的事項）

第1条 この協定における基本的事項は以下のとおりとする。

- （1）甲は、宮城県の土木技術職員であった者を、本人の同意を得て、サポート員候補者として、乙へ推薦する。
- （2）乙は、甲から推薦されたサポート員候補者の中から人選し、サポート員として予め登録する。
- （3）乙は、災害時において、市町村の要請に応じて、サポート員を派遣するものとする。

（役割分担）

第2条 甲は、乙に対し、サポート員の派遣を効果的に運営するため、以下のことを行う。

- （1）サポート員候補者の推薦
- （2）サポート員への被服等の貸与
- （3）サポート員の派遣を含めた災害時の支援に関して県内市町村へ周知

2 乙は、サポート員の派遣を運営するため、以下のことを行う。

- （1）サポート員の人選・登録・更新業務
- （2）サポート員の派遣要請の受付及びサポート員の派遣
- （3）その他日常の連絡調整などサポート員の派遣のために必要な業務

（活動報告）

第3条 乙は、サポート員の派遣及び活動状況について、適宜、甲に報告する。

（研修）

第4条 甲と乙は、サポート員の活動に必要な事項に関する研修を共同で実施する。

（協議）

第5条 この協定に定めるもののほか実施要領などの必要な事項については、甲乙協議のうえ定める。

（事務）

第6条 この協定に関する事務は、甲においては、宮城県土木部防災砂防課とし、乙においては、公益社団法人宮城県建設センター建設支援部とする。

（適用）

第7条 この協定は、協定締結日から適用する。

2 この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保管する。

令和5年1月25日

甲 宮城県土木部長 千葉 衛



乙 公益社団法人宮城県建設センター
理事長 後藤 隆

